

2025 年 10 月 20 日

各 位

株式会社 北海道銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、①手形・小切手の最終振出期限の設定、②他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の終了、③銀行振出小切手(自己宛小切手)の発行受付終了、を決定しましたので下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、手形・小切手をご利用中のお客さまは、代替サービスへの移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。ご不便をおかけしますが、何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定最終振出期限：2026 年 9 月 30 日(水)

- ・手形・小切手の最終振出期限を設定します。
- ・最終振出期限後に振出された手形・小切手は当座預金からの支払ができません。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金終了入金終了日：2026 年 9 月 30 日(水)

- ・他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付を終了します。
- ※入金先の口座は、当座勘定その他、普通預金・定期預金など各種預金を含みます。

3. 銀行振出小切手(自己宛小切手)の発行受付終了発行終了日：2026 年 9 月 30 日(水)

- ・銀行振出小切手(自己宛小切手)の発行を終了いたします。

4. 該当する SDGs の目標

SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 総合事務部 阿部・田中 TEL：011-815-1392
広報 CSR 室 坂野・石水 TEL：011-233-1005

手形・小切手の全面的な電子化について

■電子化とは

電子化の代表例

インターネット
バンキングによる振込

電子記録債権
(でんさい)

電子化のメリット

リスク削減 手形等の現物がないため、紛失や盗難等の心配がありません。

事務負担軽減 手形等の振出作業や郵送作業が不要です。
手形の保管・管理等が不要です。

コスト削減 取引先への郵送料や印紙代が不要です。

**場所を選ばず
利用可能** 非対面での取引が可能のため、取引先や金融機関等に行く必要がありません。

■電子化が遅れると

- ✓ 電子化によるメリットを享受できず、生産性の向上が遅れてしまう。
- ✓ 取引先との資金決済に支障が生じる 等のおそれがあります。

■代替サービスについて

(1) 手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として「でんさい」のご利用を推奨しております。でんさいとは、でんさいネットが取扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

(2) 小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、当行のインターネットバンキング「道銀ビジネス WEB サービス」のご利用を推奨しております。また、支払先によってはクレジットカードでのお支払いも可能です。

【ご参考】「手形・小切手の全面的な電子化」に関する北海道銀行のこれまでの取り組み

払戻請求書による当座預金出金の取扱い	当座預金からの払い戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取り扱いを開始しております。
2027 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	2027 年 4 月 1 日(木)以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止しております。
手形・小切手帳の発行受付終了	2026 年 3 月 31 日(火)をもちまして手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了いたします。
「道銀電子債権サービス」ご利用手数料の改定	2025 年 6 月 2 日(月)より、決済事務手数料を無償化するなどご利用手数料の改定を実施しております。
発行済み未使用手形・小切手の買戻しについて	2026 年 3 月 31 日(火)まで、2024 年 10 月以降に当行で購入された「手形帳」「小切手帳」に綴られている未使用用紙を買戻しいたします。